

別紙

麻薬の取扱いについて

- ・ 麻薬金庫内には麻薬以外のもの（現金、書類等）を入れないこと。
- ・ 麻薬譲受書は譲り受ける者（病院、診療所、動物診療所）の責任において作成し、あらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは麻薬を受け取ると同時に交付すること。
- ・ 期限切れの麻薬（もしくは製造後、相当年数が経過した麻薬）があるときには、適時、麻薬廃棄届を事前に保健所に提出して、保健所職員立会のもと、廃棄すること。
- ・ 麻薬事故が生じたときには、すみやかに一報を保健所等に入れること。
- ・ 麻薬の入っていた包装容器を廃棄する場合には、包装容器内に麻薬が残っていないことを確認して廃棄すること。

その他、「病院・診療所における麻薬管理マニュアル（平成 23 年 4 月 15 日 薬食監麻発 0415 第 2 号）厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知」に従い、適正管理を行うこと。

向精神薬について

- ・ 第 1 種、第 2 種向精神薬を購入したときには、帳簿に記録すること。納入伝票等を帳簿の代わりにする場合には、他の医薬品等と区別して綴ること。
- ・ 製造販売終了したもの、破損したもの等、向精神薬を廃棄する場合には、薬剤師等他の職員立会のもと、廃棄し、廃棄年月日、廃棄方法を帳簿に記録しておくこと。（保健所への届出、保健所職員の立会は必要ありません。）

その他、「病院・診療所における向精神薬取扱いの手引き（平成 24 年 2 月 15 日 薬食監麻発 0215 第 1 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）」に従い、適正管理を行うこと。